

(別記様式第1号)

|        |        |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成21年度 |
| 計画主体   | 古座川町   |

## 古座川町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 古座川町産業振興課  
所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高池 673-2  
電話番号 0735-72-0180 (代)  
FAX番号 0735-72-1858  
メールアドレス \*\_sangyo-o@town.kozagawa.wakayama.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |                  |
|------|------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、シカ、サル、アライグマ |
| 計画期間 | 平成21年度～平成23年度    |
| 対象地域 | 古座川町全域           |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成19年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状    |               |
|-------|----------|---------------|
|       | 品目       | 被害数値          |
| イノシシ  | 果樹、野菜、水稻 | 633千円、8 ha    |
| シカ    | 果樹、野菜、水稻 | 487千円、19 ha   |
| サル    | 果樹、野菜、水稻 | 1,215千円、20 ha |

(2) 被害の傾向

近年、古座川町における鳥獣被害は、イノシシ、シカ、サル、カラスを中心として、農作物に被害を与え、平成19年度の被害額は、2,651千円となるなど深刻な問題となっている。

中でも、シカについては、人里周辺にも出没していることから、生息数が顕著に増加していると思われる。また、イノシシについては、山間地域、サルについては、町内全域で被害が多い。

また、アライグマについては目撃情報があり、今後、被害拡大が予想される。

(3) 被害の軽減目標

| 農作物被害額 | 現状値(平成19年度) | 目標値(平成23年度) |
|--------|-------------|-------------|
| イノシシ   | 633千円       | 358千円       |
| シカ     | 487千円       | 276千円       |
| サル     | 1,215千円     | 687千円       |
| その他鳥獣  | 316千円       | 179千円       |

( 4 ) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策   | 課題  |
|---------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組     | <p>猟友会古座川分会への有害捕獲の委託により、狩猟 + 有害での捕獲を推進してきた。</p> <p>また、有害捕獲については、県補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。</p>   | <p>猟友会の方々への負担増や高齢化などのより、捕獲の担い手が減少。</p> <p>また、野生獣の生息数がかなり増加しているため、捕獲のみによる対策では、被害を抑制できない。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>毎年、水田地帯においては、県事業で電気柵等の防護柵を設置している。</p> <p>また、サル対策として、一部地域では住民によるグループ編成により、花火等による追い払いもおこなっている。</p> <p>潤野地区では、土地利用型獣害防止対策調査結果を基にして新たな電柵等の設置による防護対策に取り組んでいる。</p> | <p>毎年、県事業で防護柵を設置しているが、被害報告は一向に減少しない。</p> <p>サルによる被害対策が困難であるため、新しい手法を駆使した対策が求められている。</p>     |

( 5 ) 今後の取組方針

古座川町における被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲、刈り払いや餌場の除去等に集落環境を整備する取組を総合的に実施する必要がある。

防護柵については、県単事業などを活用し、個別柵とならないよう集落を効率的にカバーできる設置方法を推進する。

また、捕獲については、猟友会による捕獲はもちろんのこと、農家自身による捕獲を行うため、狩猟免許の取得も支援していく。

3 . 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

( 1 ) 対象鳥獣の捕獲体制

新たな実施隊は、設けないが、既存の体制（猟友会への委託）により、捕獲を継続していく。猟友会古座川分会

( 2 ) その他捕獲に関する取組

| 年度  | 対象鳥獣       | 取組内容   |
|-----|------------|--|
| 2 1 | イノシシ<br>シカ | イノシシについては、捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、県鳥獣対策アドバイザー等の指導の下、集落での捕獲を推進する。<br>シカについては、猟友会の協力により、集落内での捕獲を推進する。 |
| 2 2 | イノシシ<br>シカ | イノシシについては、捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、県鳥獣対策アドバイザー等の指導の下、集落での捕獲を推進する。<br>シカについては、猟友会の協力により、集落内での捕獲を推進する。 |
| 2 3 | イノシシ<br>シカ | イノシシについては、捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、県鳥獣対策アドバイザー等の指導の下、集落での捕獲を推進する。<br>シカについては、猟友会の協力により、集落内での捕獲を推進する。 |

( 3 ) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方   |
|---|
| <p>和歌山県第 1 0 次鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ<br/>近年、捕獲数は着実に増加しているが、出没数は増加の一途を辿っており、農地周辺に出没する個体を中心に、銃器やわなによる捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。</li> <li>・サル、シカ<br/>猟友会の協力により、集落周辺に生息する個体の捕獲を進めたい。</li> </ul> |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等          |                 |                 |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|
|      | 2 1 年度          | 2 2 年度          | 2 3 年度          |
| イノシシ | 捕獲頭数<br>2 0 0 頭 | 捕獲頭数<br>2 0 0 頭 | 捕獲頭数<br>2 0 0 頭 |
| サル   | 捕獲頭数<br>1 0 0 頭 | 捕獲頭数<br>1 0 0 頭 | 捕獲頭数<br>1 0 0 頭 |
| シカ   | 捕獲頭数<br>5 0 0 頭 | 捕獲頭数<br>5 0 0 頭 | 捕獲頭数<br>5 0 0 頭 |

| 捕獲等の取組内容   |
|--|
| <p>野生鳥獣の捕獲については、猟友会の協力の下、狩猟及び有害捕獲（４月～１０月）による個体数調整に取り組む。</p> <p>さらに、イノシシについては、生産農家等地元の取組として、集落が主体となり、箱罾を活用しながら、農地に出没する個体を農地周辺で捕獲していく。</p> |

(４) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣        |
|------|-------------|
| なし   | なし（既に権限委譲済） |

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(１) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣       | 整備内容          |      |      |
|------------|---------------|------|------|
|            | ２１年度          | ２２年度 | ２３年度 |
| イノシシ<br>シカ | 電気柵<br>古座川町全域 |      |      |

(２) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣          | 取組内容  |
|----|---------------|---|
| ２１ | サル<br>イノシシ、シカ | <p>猟友会会員による追い払い活動の実施</p> <p>花火による追い払い活動の強化</p> <p>集落での啓発活動、研修会開催</p> <p>餌場の除去など集落点検実施</p> |
| ２２ | サル<br>イノシシ、シカ | <p>猟友会会員による追い払い活動の実施</p> <p>花火による追い払い活動の強化</p> <p>集落での啓発活動、研修会開催</p> <p>餌場の除去など集落点検実施</p> |
| ２３ | サル<br>イノシシ、シカ | <p>猟友会会員による追い払い活動の実施</p> <p>花火による追い払い活動の強化</p> <p>集落での啓発活動、研修会開催</p> <p>餌場の除去など集落点検実施</p> |

## 5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称  | 古座川町鳥獣害防止対策協議会   |
|---|--|
| 構成機関の名称   | 役割   |
| 猟友会古座川分会<br>みくまの農業協同組合<br>南紀森林組合<br>古座川町農業委員会<br>古座川町産業振興課<br><br>東牟婁振興局農業振興課 | 有害捕獲の委託<br>農家及び地域への知識・技術の普及<br>農家及び地域への知識・技術指導<br>農家、地域からの意見のとりまとめ<br>施策の立案、予算の執行<br>国、関係機関との連絡調整<br>被害防止に関する情報収集、技術指導<br>農家及び地域への技術指導 |

### (2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------|----|
|         |    |
|         |    |

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|    |
|----|
| なし |
|----|

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|   |
|---|
| <p>古座川町鳥獣害防止対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や中山間事業協定集落、各集落等においても積極的な参加を促し集団での取組を進めていく。</p> <p>特に、サルの追い払いについては、猟友会が中心となり、取り組んでいく。</p> |
|---|

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|   |
|---|
| <p>捕獲した鳥獣の処理については、現在、捕獲現場での処理や埋設が中心だが、地域資源として食肉利用していくことも検討していく。</p> |
|---|

## 7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|   |
|---|
| <p>着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要であると認識している。</p> |
|---|